

行方市総合計画及び総合戦略策定支援業務委託仕様書

1 業務名称

行方市総合計画及び総合戦略策定支援業務委託

2 業務目的

本業務は、「行方市総合戦略（改訂版）（以下「総合戦略」という。）」が、令和7年度に計画期間の最終年度を迎えることから、「総合戦略」の効果検証を行った上で、新たに「行方市総合計画」と「次期総合戦略」を一体的に策定することを目的とする。策定に当たっては、人口の現状と将来の展望を示した人口ビジョンの見直しと、国の新たな総合戦略である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、デジタルの力を活用しつつ、本市の個性を生かしながら地域の課題解決や魅力向上に資する取組を推進するため、目指すべき地域ビジョンを再構築し、本市の市政運営の指針とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

（1）市の現況把握及び構造の分析

市及び県等の既存地域資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、その他本市に関する基礎データを収集・整理し、計画策定の基礎とする。

（2）市民アンケート等の実施及び基本計画への反映

計画策定のための基礎調査として、市民アンケート等を実施し、結果のとりまとめ、分析・検証を行い、計画へ反映する。

（3）総合戦略の進捗状況の調査等

総合戦略の施策、目標指標等の進捗・達成状況等を調査し、その効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証する。併せて、担当各課に向けた調査やヒアリングを実施し、調査結果の取りまとめを行い計画へ反映させる。

（4）主要課題の整理

（1）から（3）までの調査結果を踏まえ、計画の策定に向けたまちづくりの課題について、体系的に整理する。また、整理した課題に対する取組の進捗状況やKPI（重要業績評価指標）等の達成状況について、それぞれ状況の確認が明確にできるよう、定量的な指標を設定する。

（5）総合計画・次期総合戦略案の策定

基礎調査の結果等をもとに計画素案を策定し、事務局との打合せや、なめがた未来のまちづくり協議会等での協議・調整を踏まえて補修正する。

なお、「次期総合戦略」については、「総合計画」の中の重点プロジェクトとして

位置づけ、両計画を一体的に策定するものとする。また、計画本編の要旨を整理した「概要版」及び「子ども版」を作成し、冊子を通して計画及び市政をより身近なものと感じてもらえるよう策定を行う。

(6) その他関連計画案の策定

「行方市新市建設計画」や「行方市過疎地域持続的発展計画」等の計画が更新時期を迎え、それらの計画について総合計画の方針に沿った形で策定が求められることから、各種基礎データの共有等や指導助言などを行いながら案を策定すること。

(7) 人口ビジョンの検証・見直し

人口ビジョンの推計値と実績値の分析・検証をした上で、最新の人口データに基づき、将来人口を推計する。また、その将来人口や国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計等を踏まえ、行方市の示す方針に基づき、人口、地域社会像等の将来展望を記載した人口ビジョンについて作成する。

(8) パブリック・コメントの実施支援

パブリック・コメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。

(9) 協議会及び市民会議等の運営支援

各協議会及び市民会議等について、運営支援（会議のファシリテート・資料の作成を含む。）を行う。

(10) 納入成果品

本業務の成果品として、次に掲げるものを納品すること。

- ・業務報告書（A4版）及び電子データ（市が指定するもの）
- ・行方市総合計画（A4版）及び電子データ（市が指定するもの）
- 本 編 500部（カラー、150項程度）
- 概要版 2,000部（カラー、8項程度）
- 子ども版 1,000部（カラー、8項程度）

5 提出書類等

(1) 業務着手時に提出する書類

- ・着手届
- ・技術者等届
- ・業務計画書

(2) 業務完了時に提出する書類

- ・業務完了通知書
- ・納品書
- ・成果品（当該仕様書4—(10)のとおり）

6 成果品等の提出先

行方市企画部政策秘書課政策グループ
茨城県行方市麻生1561-9

7 支払条件

委託料の支払いに当たっては、前項に掲げる書類を提出し、業務完了検査を受けなければならない。支払いは、請求後一括払いとする。

8 留意事項

- (1) 業務を行う上で知り得た情報については、契約期間中及び契約解除後において、いかなる理由によっても他人に漏洩し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 個人情報に関しては、行方市の個人情報の保護に関する条例のほか、市が定める関連規定を順守し、適正な維持管理を行うこと。
- (3) 法令や各種計画との相互関連性や整合性にも配慮すること。
- (4) 委託業務の全部又は一部を、第三者へ再委託することはできない。ただし、発注者、受注者協議の上、発注者が書面にて再委託を許可した場合は、この限りでない。
- (5) 成果物に瑕疵が発見された場合は、業務委託期間終了後であっても、受託者はそれを修正する義務を追うものとする。
- (6) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議の上これを定める。

以上